

大隈条約改正交渉再考

——立案過程と国際的背景——

大石 一 男

【要約】 本稿では、いわゆる大隈条約改正交渉を立案段階において分析することで、その性格と歴史的意義の解明を試みた。

井上馨外相による会議方式の挫折の後、諸外国の公使から数種の暫定協定案がもちだされる。伊藤兼任外相はこれを利用して新たな交渉を模索し、つづく大隈外相も、ドイツや特にアメリカをパートナーとして新条約案を構築していった。この過程を通じて井上馨は継続的に助言者として重きをなしている。外国人裁判官任用や法典の交付をいったん外して構想された条約案は、明治二一年九月の段階ではほぼ固まったとみられるが、それは結局井上が主導した条約改正会議最終案の枠組に収束していく。

一方、大隈交渉を特徴づける「強硬政略」は、最惠国条款の有条件的解釈に依拠した個別交渉と、条約廃棄戦術を主要な骨格としていた。前者は井上外相時代からの外務省関係者、なかでも鳩山和夫やデニソンに多くを負っていたが、後者は主に大隈独自の協力者としてのアメリカ人ハウスの献策にかかっており、こちらが大隈の入閣そのものを後押ししていた。交渉開始時期までの宣伝工作も井上・大隈らの合作によっており、ここではイギリス代表部の懐柔とともに廃棄断行を示唆する威嚇も行われていく。

つまり大隈条約改正交渉とは、条約立案面で先行し外国人関係の人脈も豊富な井上馨と、独自の外国人ブレンや民間勢力を背景とする大隈との、密接な協力体制の産物だったのである。

史林 八五巻六号 二〇〇二年一月

はじめに

明治二二（一八八八）年一月に始動した大隈条約改正交渉は、前任井上外相による会議方式と異なり、よく知られる

ように個別交渉をはじめとする「強硬政略」をとった。その一方、改正案の内容には外国人裁判官任用と外国への法典交付の約束が含まれており、この点を標的にした反対運動が交渉に追い込んだ、と考えられている。即ち、翌二二年六月から一〇月の熾烈な反対運動の標的となる弱点は、交渉開始段階に既に内在しており、交渉の成否は結果論的にはここに原由するともいえる。だが、なぜ、そしていかにして、このような形に計画が立てられたのかについては、従来ほとんど究明されるところがなかった。この時期を扱うほとんどの研究は、外務省顧問デニソン (H. W. Denison) 及び秘書官兼政務課長加藤高明^①、それに取調局長兼翻訳局長鳩山和夫等^②らの参画したこと、あるいは一部に青木周蔵外務次官の関与したことに^③ふれるのみで、詳細な過程に立ち入った研究はないに等しい。

一九九〇年代に入って、大隈外相による条約改正交渉に関する研究は、全体として大きく進展している。藤原明久氏^④は、イギリスによる列強共同行動の呼びかけや交渉遅延の試みの実態を明らかにし、小宮一夫氏^⑤は国内諸勢力の対抗に焦点を当てて、伊藤博文枢密院議長・井上馨農商務大臣の「傍観」やこれを機に勢力拡張を企図する大同派や改進黨の動向を究明した。また佐々木隆氏は、反対運動が白熱化して以後の政府内部の相克を伊藤を軸に描写し、さらに黒田内閣が条約廃棄という選択肢を真剣に考慮していたことを示した^⑥。これらの研究は、交渉相手としての列強の動向と、改正案の弱点につけ込んだ国内勢力の反対運動やそれへの対抗を描き出すことで、この交渉が失敗に終わった要因に迫っている。しかしそれだけでは、前年七月に挫折したばかりの井上交渉の弱点を完全に払拭したとはいえない改正案で大隈が交渉に乗り出し、井上同様に挫折を余儀なくされるに至った理由について、十分な説明を得ることができない。大隈交渉を井上外相期以来の流れのなかで捉え、その性格を解明するには、従来ほとんどブラックボックスのまま放置されてきたこの準備期間の動向に踏み込む必要があるのである。

管見では大隈案は、条約改正会議の最終案とは一旦断絶したうえで、直接には伊藤兼摂外相期からの列国特にドイツとの水面下折衝にそのルーツをもつ。大隈はむしろ、個別交渉等の交渉戦略の方を重視し、これについてのみ独自の抱負

を持って入閣したものである。しかも、改正案における前述の弱点は準備開始当初は想定されておらず、強力な交渉戦略によってイギリスをはじめとする列国を屈服させ、かつ国内も納得させるだけの展望が彼にはあったとみられる。それは、独自のブレーンに加え政府内では伊藤・井上との、さらにドイツ・アメリカとの密接な協力関係を背景にしたものであった。本稿ではこうした視点から、大隈の入閣から改正案策定に至る経緯や、交渉全体についての準備状況を、国際環境も含めて説明し、あわせて条約改正交渉史全体のなかに位置付けてみたい。

① たとえば大隈公八十五年史会編『大隈公八十五年史』第二卷（大正一五年、復刻・原書房、昭和四五年）九八頁。

② 鳩山春子『鳩山の一生』（昭和四年、復刻・大空社、一九九七年）七三―七六頁。

③ 深谷博治『初期議會・条約改正』（白揚社、昭和一五年）二二七頁。典拠が示されていないが、明治二年九月六日付伊藤宛伊東巳代治書簡に、井上馨から伝聞した形で青木の談話が「小生〔青木——引用者〕及デニソン等相談して案を立て箸を取る迄の御膳立は悉皆小生等之手に成り候」とあるのがこれにあたるかもしれない（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第二卷、塙書房、昭和四九年、以

下『伊藤文書』二のように略記）。

④ 藤原明久「大隈外相の条約改正交渉と日本裁判権の構成」上・中・下、『神戸法学雑誌』四三―二、四四―一、四四―二（一九九三年九月、一九九四年六月、同年九月）。

⑤ 小宮一夫「大隈条約改正問題をめぐる政治的競合とその帰結」（明治維新史学会編『明治維新と国際社会』吉川弘文館、平成一一年）。

⑥ 佐々木隆『伊藤博文の情報戦略』（中央公論社、一九九九年）の第二章一。

⑦ 佐々木隆『黒田内閣の条約廃棄論』（『日本歴史』六〇〇、一九九五）年。

第一章 交渉再開への端緒

1 条約改正会議中止後の情勢

明治二〇（一八八七）年七月二九日の条約改正会議無期延期通知^①以来、井上外相は努めて東京を離れて諸外国公使との接触を避けた。それは彼らに対し面目を失ったことやさまざま新提案をもちかけられることへの辟易からであった（八

月二日付伊藤博文宛井上馨書簡、「伊藤文書」一）。しかし一方で九月に井上の後任として外相を兼ねた伊藤首相やその後継の大隈外相は、これらの働きかけのなから次の交渉の糸口をつかんでいく。

イギリス公使プランケット (E. R. Plunkett) は、通知直後の八月一日付ソールズベリ (3rd Marquis of Salisbury) 首相兼外相宛書簡で「外交団のある者の中に、我々はすぐさま条約改正の新たな基礎を検討するよう努めるべきであるとの考えが流布しているようにみえる」ことを報告している。プランケット自身はこの考えに反対であり、その理由は、「現時点で新たな提案を行うことは日本人からみて我々の地位を低下させるであろう」という懸念にあった。イギリスとしては今は会議中止における日本の責任を確認することで新たな動きを牽制すべき、と認識していたのである。彼はその懸念すべき新たな提案とは具体的に「小国 (smaller Powers) のうちのある一国の公使が一昨日私に示唆した提案」だとして、以下のような四箇条の協定 (Convention) 締結の計画を示している。即ち、第一条「居留地において領事裁判権及び現状 (status quo) は維持される」及び第二条「居住及び不動産所有に関して日本の民法刑法にのみ服従するという条件で外国人は内地居住及びそこで不動産所有を許される」をその主旨とし、以下第三条でこれを「六年間あるいはさらに完全に協定 (arrangement) に達するまで有効」とし、第四条で東京での批准交換をうたった暫定協定案である。

これについてプランケットは「一八七八年にイタリア公使により示唆された計画の焼き直し」にすぎずあまりに不完全で現在の必要に見合わない、と反駁したという。またドイツ公使ホルレーベン (T. von Holleben) もこのような方案に賛成であるとの伝聞もあるが、前日面談したときは「それが今極めて時宜を得ないものである」とコメントしていた、と述べている。

ここでプランケットが言及した計画とは、イタリア公使バルボラニから寺島外務卿に明治一二（一八七九）年二月一日に提示された一四箇条の草案（以太利日本兩國ノ間ニ締結スル和親通商通航条約案）を指すのであろう（『条約文書』第一巻下八三二―八三六頁、和訳八三七―八四〇頁）。この草案は、日本の関税自主権を概ね承認し沿岸貿易の日本専管を規定した見

返りに、内地を開放してイタリア人名義による家屋の建築・不動産の購入・店舗製造所開設を認めている。その際、原則的にイタリア人は日本の法権に服従することになっていた。「小国」提案の四箇条には関税自主権に関する言及はないものの、内地開放の交換条件として会議で議論されてきた以上、これを想定したものとプランケットは考えたであろう。二年当時、イギリス公使パークスらは列国外交団からの抜け駆けをとがめる意味からイタリア提案を阻止した^④。そしてプランケットはこのときも列国協調からの「小国」の逸脱を牽制し、ドイツもそれに同調した、というわけである。

しかし、明治一九年から二〇年にかけてのいわゆる条約改正会議において表面上協調した行動をとってきた英独間には、その商業的権益の維持拡大をめぐってそもそも一七年頃からの長い相克があった^⑤。この時点でも日本に新たな道を開いてやる何らかの提案に否定的なプランケットに対し、ホルレーベンは時期尚早というにとどめている。果して三ヶ月を経てホルレーベンはひそかに動き始めた。

2 ドイツ公使ホルレーベンの提案

明治二〇（一八八七）年一月に大山陸相と九州巡視旅行へ出発する前の伊藤博文に対し、ホルレーベンが内閣顧問口エスラーと相談して「内地通商之一案」を提出したらしいことが、翌二一年末とみられる伊藤の断簡から知られる^⑦。この断簡によれば、この案を日本から「竊ニ〔中略〕独政府ニ提出シ、同政府ヲシテ五大国ノ協賛ヲ求ムル様、尽力ヲ依頼スベシトノ勧告」を受けたが、会議中止から日が浅いことを考慮して伊藤はただちにはこれに呼応しなかった。では、ホルレーベンの提案とはいかなるものだったのか。

アメリカ公使ハッバード (R. B. Hubbard) は伊藤首相兼外相が旅行中の一月二八日付國務長官バイアード (T. W. Bayard) 宛書簡で、条約改正のための次のような企画（以下「一月企画」と呼ぶ）が提出されるかもしれない、という。その「第一」では、八月の「小国」提案と同様「開港場」での「領事裁判権の無期限維持の承認」が規定されている点で

は、これは「小国」提案同様の暫定協定案であるが、第二では「民事刑事その他すべての件に関し日本法典及び法廷へ全面的に服従するという条件においての」内地開放を規定し、第三では別協定での関税改訂を展望するなど、かなり日本の立場に配慮したものになっている。

これがホルレーベンの提案そのものであるという確証はない。青木の回顧するようにイタリア公使の関与があつた可能性もある。ただ同書簡によればこの企画は一月当時「政府高官の間の検討の対象」であつた。また、その後の書簡でハッバードは、大隈就任前に「伊藤伯、ドイツ公使、そして私の間の会合」が行われたが、ホルレーベンがベルリンに發つまでには正式会議はなく、結局自分が後事を託された旨を述べている（N.A.133/58 No. 479, Hubbard to Bayard, June 15, 1888）。これらから、この一月企画とホルレーベンの提案には深い関係があつたと見るほうが自然である。では日本側はどのように対応したのか。

伊藤が一二月中旬帰京したところ、一月初旬に賜暇帰国の予定が迫つていたホルレーベンは「何トカ我政府（日本政府——引用者）ノ意向如何ヲ知得テ、帰国之上致尽力度」と強く希望した。そこで、閣議の上「別紙五号之如ク改正之上、簡單ナル箇条ヲ起案」し、ホルレーベンと相談の上で、「二月初旬之船便ヲ以テ、ドーエンベルグ（代理公使 C. von Dornberg であろう——引用者）ノ手ヲ経テ独政府へ五号之箇条覚書ヲ無記名ニ而」送つたという。「五号之箇条覚書」やその前の変遷を示すとみられる一―四号はこの史料には付属していないが、『秘書類纂 外交篇』下巻所収の「新条約方案及覚書」のうち「伊藤伯案の大意」や同書上巻所収の「内地雜居ヲ許スノ件」がこの「五号之箇条覚書」にあたるものと思われる（以下この両者を「伊藤案」とする）^⑬。この伊藤案は概ね前述一―一月企画の第二・第三を受け継ぎつつも、外国人の納税義務（第五條）や日本の法典・法廷完成の暁には治外法権の廢止に列国が同意することが打ち出され（第八條）、内地開放がそれらの承諾を条件としたものである旨が明記されている（第九條）。

しかし伊藤はこの過程で前述のように逡巡し、覚書をドイツへ送付したもののそれは「無記名」にしていた。それはな

ぜだったのだから。自身憲法制定に多忙であったこと、また時期尚早であったと考えていたことに加え、居留地の当面の存続を再確認する協定に対し警戒的であったためではないだろうか^⑭。前述のように第八条で治外法権廃止が予約されるものの、伊藤案自体はその具体的プロセスを取り決めるものではなかったからである。そして、にもかかわらず伊藤がホルレーベンの要請になかば応じたのには、井上外相時代からのドイツの好意的態度を維持する意図があったのであろう^⑮。ホルレーベンによる在欧工作の結果については十分な史料がないが、一連の動きの結果として上記の伊藤案が作られた。これが第三章に見るように大隈案の策定にその端緒を提供してゆくことになる。

3 イギリス公使館書記ガビンズ的情勢分析

会議中井上外相を最も苦しめたイギリスは会議中止後は条約改正問題をどのように認識していただろうか。明治四（一八七二）年の初来日以来、ガビンズ（J. H. Gubins）書記官は日本語能力を生かしてイギリス代表部内で重要な役割を果たしてきた^⑯。会議中止後の情勢に関する列強の側からの最も包括的な分析は、彼が明治二〇（一八八七）年二月三〇日付で執筆した覚書（F.O.410/26. No. 2. Trench to Salisbury. Jan. 17, 1888. Incl. 1 & 2.）であろう。その前半部Ⅰにおいて会議決裂に至るまでの経緯を述べた上で、後半部Ⅱではこの時点での状況分析が展開されている。それは当面の交渉再開はあり得ないとする以下のような楽観論であった。

彼によれば法典完成をもって交渉が再開される場合、日本がその条件を除いた新たな基礎に立つ条約案を提起することは確実で、列国は結局これに押し切られるかもしれない。しかし日本にとっては「二つの問題があり、そのどちらも十分に深刻である」としてガビンズは「一、内政 二、日本の対清条約」を挙げている。

一については（a）として「日本国民」の幅広い不一致を、また（b）として「日本政治の不安定な状態」即ち薩長の微妙なバランスや政党の策謀等の要素を指摘する。二は、明治四年調印の日清修好条規を改正できないまま欧米諸国との

条約を改正したときに起きうる問題である。関税面では、「低関税に幸いされた清国人商人が日本の輸入貿易を独占する」か「西洋列国が条約の最惠国條款に依拠し」て均霑を要求し新関税の「実施が一時停止される」か、どちらかの結果を招く。裁判権においては「清の領事裁判権廢止許諾の拒否は裁判権協定を死文にする」^⑧。ところが塩田駐清公使による交渉は「全く失敗した」^⑨。日本は自国の関税増額を要求しながら清国臣民の内地入境を拒否し、日本における領事裁判権廢止を要求しながら在清日本人への領事裁判権は維持しようとしている。何も与えず必要なものすべてを得ようとしているのであり、清の拒絶はガビンズにとって当然の結果である。かといって、朝鮮や琉球における何らかの譲歩や「西洋の侵略への対抗における政治的支援の申出」が奏功することもあり得ない。結局「廢棄——現在の両国の気分からしてそれは十分戦争を意味しうる——を別として日本にとって脱出口はない」。

こう分析してきて、「しかし見通しがもしそれほど暗いなら、最後に残された選択肢としての（清ではなく列強に対しての——引用者）条約廢棄から日本を何が引き留めるだろうか」とガビンズは問う。答えは四点にわたる。①「非常に強力な政府が必要」だが「その条件を現政府が満たすかどうかは疑わしい」こと、②「さきの会議」における締約諸国の「融和的傾向」が日本の立場をかえって弱めたこと、③「見かけ上の意欲と裏腹に、治外法権即時廢止が日本に課すであろう責任の重大さを日本政府が痛感していると信ずべき十分な証拠がある」こと、④清との条約が足かせになること、である。こうしてガビンズはこの時点の日本が欧米に対し現行条約廢棄へと暴発する可能性も排除した。したがって結局、一・二の困難は克服不能だというのである。

さて、覚書はつづけてドイツをはじめとする各国の姿勢に言及したあと、日本の八方ふさがりの状況に第三の要素をつけ加えている。「欧州諸国がたゆまず待ち望んできた目標は内地開放であることは明らか」であるが、それが貿易の大きな発展につながるの考えは誤りだというのである。なぜなら、新たに「内地開放が外国商業にアクセス可能とする内地の富源」は存在せず、「現にある交易上のはけ口」^⑩は既に十分に広いからである。そして「日本の商業的将来」は、内地

開放よりもむしろ「絹と茶の産業」や他産物の輸送手段の延長に左右される、とした。結局、通商条約草案が西洋諸国にもたらす「商業的利益」は、「商標保護」という「最小」のもの以外にない、として内地開放は実は列国にとり無価値に等しいとの結論が導かれる。^②

以上の三つの困難——つまり「内政」、「対清条約」、内地開放の価値への低い評価——のため、条約問題の最終的解決に関しては今後ある期間にわたって現状を放置せざるを得ないことは明らかだ、とガビンズはいう。ただし注意すべきことは、彼の議論は日本との不平等条約を永続させる意図のもとに書かれていたわけではない点である。その現状維持期間には日本にとっても有益だから、これがさしあたりいちばん良い解決策だというのであった。即ち「二、三年の期間ののち条約国は日本の実状や日本政府の安定性や日本の進歩の現実をよりよく判断でき」、日本としても「未だ整っていない準備の責任から開放される」し、この期間をおいたからといって「イギリスその他の列国の方では領事裁判を永続させる希望を持っていないというはつきりした証拠がある」から、日本側が心配する必要はない。「そしてそのときまでには清国問題から脱出する道をも日本は見つけているであろう」。

以上のように一二月三〇日付ガビンズ覚書は、日本が二、三年は交渉再開には動かずに情勢が安定するとした。このような楽観はイギリス代表部に定着し、ホルレーベンによる前述の提起やその後の動きを察知しきれず、実現可能性の薄いベルリン会議開催のみを主として懸念したこともあって、大隈が交渉を開始する明治二十一年末頃まで持続したものとみられる。しかし現実には結局一年も経たぬうちに交渉が再開した。それではなぜガビンズの予測は裏切られたのだろうか。いいかえれば、ガビンズが見落としていた、大隈の自信を強めた要因は何だったのだろうか。

① 外務省調査局監修『条約改正関係日本外交文書』(以下『条約文書』)と略記)第三卷上、五一五―五一六頁。

② 七月二十九日付伊藤博文宛井上馨書簡(「伊藤文書」一)。
Great Britain Foreign Office Records. (以下 F. O. と略記) 410/25, No. 217. なおこの書簡の翌日(八月二日)に各国公使がイタ

リア公使館に集まった際、ロシア公使シェビッチも類似の意見を述べ

- たらしい(八月三日付伊藤宛井上書簡及び「別紙」〔伊藤文書一〕)。
- ④ これらの点に関しては石井孝「明治初期の国際関係」(吉川弘文館、昭和五二年)三三四―三三五頁及び三四二―三四八頁を参照。
- ⑤ 詳しくは広瀬靖子「井上条約改正交渉に関する一考察」(近代中國研究)第七輯、一九六六年)三五五―三六七頁参照。
- ⑥ 「時事新報」(明治三〇年二月一九日)によれば東京出発は一月八日、横浜への帰来が二月一七日。
- ⑦ 平塚篤編『伊藤博文秘録』(春秋社、昭和四年、復刻：原書房、一九八二年)掲載の史料「五六条約改正に対する連年の苦心」(原史料は国立国会図書館憲政資料室所蔵「伊藤博文文書」書類の部七〇「条約改正二閣スル対独交渉ノ關係ニ就テノ書簡ノ一部」)。宛先は不明で、しかも後半に掲げられた第一条から第二十二条までの条約案抜粋は、約一年後に提出されるいわゆる大隈案からのもので、前半部断簡と直接関係はなく、原史料にもない、といった点で混乱が見られる。しかも前半部に記された経緯自体は信頼できるものと見なす。
- ⑧ United States, Department of States Records (以下 N.A. と略記) 133/58, No. 407. ハンバードは情報源は伊藤だとしている。
- ⑨ 伊藤が兼任外相の際「独伊公使に対し「中略」外国出身の裁判官を任用することは、独り大審院のみに限らん、云々」と協議したが、ドイツ公使は「五十歩百歩の弥縫策」として取り合わなかった、との記述が「青木周蔵自伝」(坂根義久校注、平凡社、一九七〇年)にある(一一四頁)。
- ⑩ この企画に類似した提案が大隈遭難後の明治二三(一八九〇)年一月二三日にホルレーベンによってイギリス公使フレイザー(Fraser)に示されたことがある。「条約改正についての新企画」と題されるこの提案は、前出十一月企画にほぼ等しい一項・二項に加え、
- 以下「三」この件について条約は結ばれないが、列強は議定書(Protocol)あるいは外交文書(Treaty)のいずれかの適切な外交的形式により共同宣言をのみ与える。四、同時に貿易協定及び関税表が批准されかつ実施されるであろう。五、しかし外国人は開港場において領事裁判権が廃止されない限り不動産購入の資格がない。」の五箇条で、さらに「内地への外国人入境許可に関する法律草案」なる五箇条を付していた。フレイザーによればホルレーベンは、「ドイツ政府は上記の大綱を受諾する用意があり、伊藤伯爵にもそれは知られており、伯はかつてそれに賛成したことがあるし、青木子爵にも知られてゐる」旨述べたとさう(F.O. 410/29, No. 21, Fraser to Salisbury, Jan. 25, 1890, and Incl.)。
- ⑪ ホルレーベンがこのような態度をとった意図は不明である。もしその意図が単に過渡的協定の提案にあつたなら、結果的に大隈による全面的改正案が提起されたのだから、日本側の姿勢を読み誤つたことになる。しかしもし好意的姿勢の持続を示すことに力点があつたなら、他国に先駆けて大隈案の提示を受けたドイツは一定の成果を得たことになる。
- ⑫ 本章註⑦に同じ。なおホルレーベンが帰国の際参内したのが明治二一年一月五日(宮内庁編「明治天皇紀」第七巻、吉川弘文館、昭和四七年、四頁)、帰任は翌二二年三月二日(外務大臣秘書官加藤高明「条約改正日誌」三月四日の条、早稲田大学社会科学研究所「大隈文書」第一巻、昭和三年)。
- ⑬ 両者は同じ九箇条であり用語法・構文が異なるだけで内容は逐条的に一致しており、同一の原文(前者の第五条中「税及諸費」に「タックスチャージス」とルビがある点から英文と推定される)から翻訳された異本であると考ええる。

⑭ 領事裁判権が全廃され外国人が日本の法律と法廷に完全に服さない限り内地開放は許可すべきでない、と井上毅などは明治一五年以来強く主張してきた(たとえば津田多賀子「井上条約改正の再検討」、『歴史学研究』五七四、一九八七年、一七—二三頁参照)。この種の主張は会議中止直後において無視できない影響をもっており、代償としての外国人裁判官任用が問題化したとはいえこれらの議論は居留地廃止自体を当然の前提としていた。したがって居留地廃止との交換を伴わない内地開放は危険視されていたはずである。

ただし本章註⑩でふれた明治二三年の経緯の中でイギリス公使館ガビンズ書記官が執筆した覚書は次のようにいう。「領事裁判権継続についてのいかなる特定の日付もないこと」は「締約列強」に自由裁量を与え有利に見えるかもしれないが、「同時に日本政府もまた条約期限内のいついかなる時にもそれ以後の領事裁判権継続の問題につき異議を唱えることができ」ることは「不都合でしかも危険でもあり得ることは銘記されなければならない」(F.O. 410/29, No. 27, Fraser to Salisbury, Feb. 7, 1890, Incl.)。大隈外相による条約廃棄の間接的示唆(後述)を経てイギリス側が警戒を強めた後の指摘であることを留保した上で、「領事裁判権の無期限維持」が日本に必ずしも不利ではないとの解釈も成り立ちうることを確認しておきたい。

⑮ たとえば明治二〇年九月五日付及び同一〇月二九日付伊藤宛井上馨書簡(『伊藤文書一』)。

⑯ 七月の時点でホルレーベン(井上馨に宛てて、立場上公式に状況を教えられないが、シーボルト(A. von Siebold)が伊藤と井上にそれぞれ宛てた書簡を参照してほしい、とのみ伝えてきている(国立国会図書館憲政資料室所蔵「井上馨関係文書」書翰の部六二九一五、明治二二(一八八八)年七月一五日付)。しかし、このシーボルトの書簡

は見あたらない。

⑰ 明治二〇年一〇月二九日付伊藤首相宛書簡(『伊藤文書一』)。

⑱ 「条約改正会議中に投げかけられた困難な任務を当公使館のJ・H・ガビンズ氏が解決した極めて優秀な手際に対し、多大な感謝を特に記録に留めたく思います」とプランケットは述べている(F.O. 410/25, No. 218, Plunkett to Salisbury, Aug. 6, 1887)。

⑲ 詳細は津田多賀子「日清条約改正の断念と日清戦争」(『歴史学研究』六五二、一九九三年)参照。

⑳ ただし少なくとも裁判権に関しては、四月二〇日の第二六回会議においてプランケットは他国も同意することを条件として、たとえば清の領事裁判権が残存してもそれへの均需を要求しない旨を表明し、他の各委員もこれに同意した(『条約文書』(4)会議録下、一〇九四頁)。したがってガビンズがこの点で状況を日本に不利に説き過ぎている可能性がある。

㉑ 実際には明治二二年七月まで塩田駐清公使と清の交渉は継続するが、結局ガビンズの見通しを挫折した(本章註⑲津田論文)。

㉒ 横浜をはじめとするいわゆる開港場を指すのであろう。

㉓ 内地開放(特に内地通商)についてのガビンズのこの冷評が客観的に妥当かどうかは、いわゆる内地雜居尚早論とも関連する興味深い問題だが、ここでは踏み込まない。井上外相時代における議論の一端については本章註⑤広瀬論文三三〇・三三二頁及び横浜市編『横浜市史』第四巻下(昭和四三年)三四〇—三四四頁を参照。

㉔ たとえば、条約改正会議がベルリンで開催されるとの噂が広がりましたが、それがドイツ公使の帰国によって影響力を増したことを、代理公使トレンチは二二年一月一七日付で報じている(F.O. 46/379, No. 12, Trench to Salisbury)。その後二月四日、二〇日の書簡におい

て米・露各公使からの伝聞の形でこの提案に対する日本政府の消極的態度と米露両公使の反対姿勢を伝えたものの、それ以上内容に踏み込

んだ情報は欠けている (Ibid. No. 19. & No. 21.)。

第二章 条約改正問題から見た大隈入閣

1 入閣の理由をめぐる通説的見解

明治二二（一八八八）年二月一日、大隈重信は外務大臣に就任した。この経緯については既に多くの研究蓄積がある^①。しかし、なぜこの入閣が実現したのかについて最終的な結論は出ていない。通説的にいわれる二〇（一八八七）年八月～九月の第一回入閣交渉、二〇年二月～二十一年一月の第二回交渉、いずれにおいても伊藤・黒田や井上の側からの勧誘の理由ははっきりしている。即ち穏和派としての改進黨取込みによる内閣の強化であり、大隈の手腕への高い評価である^②。また矢野文雄ら改進黨幹部の側にも政権に積極的に関与する意図があったとの指摘もある^③。ところが、これらの見解だけでは、両度の交渉の間起きたとみられる大隈側の転換を十全には説明できない^④。つまり、大隈は前年九月に入閣を蹴るほどに固執した入閣条件を二十一年一月にはいつてからは比較的軽視するに至ったように見えるが、その理由が説明できないのである。わずかに坂野潤治氏による、保安条例の公布施行（二月二六日）が旧自由党勢力に与えた打撃から大隈及び改進黨が「漁夫の利」を得ようとしたものとの位置付けが、直接の史料的根拠がないとはいえ、前述した矢野の姿勢からすれば注目すべき見解であろう。

しかしここでは、入閣条件と関係が深かったはずの憲法論議に大隈が入閣後積極的に関与せず、専ら外相として条約改正に注力することで政治的地歩を得ようとしたとされること^⑦、また入閣時点で既に外相として極めて強い自信を持っている^⑧とみられること^⑧、を強調したい。その背景として、保安条例は例外を除けば旧自由党勢力に偏って打撃を与えており改

進党にとって政府との距離はある意味で縮小していた事実があった。憲法発布時の恩赦によりその効果は軽減されるとはいえ、条約改正交渉に乗り出すにあたって「反対党」^⑩に悩まされるおそれは少なくなっていたであろう。しかし外相として何らかの成算を明瞭に持てなければ就任に躊躇しそうな会議中止後のこの時期において、前述の通り遅くとも入閣時には大隈は強い自信を備えていた。もしそうなら、大隈に入閣条件への拘泥を捨てさせ外相就任を決意させた成算は何に由来したかが問われなければならない。

大隈の交渉方針に影響を及ぼした要因として稲生典太郎氏は既に、小野梓の「条約改正論」等の意見や、尾崎三良・柳原前光^⑪の献策、等を指摘している。^⑫このうち柳原の書簡及び訪問は外相就任後のことで、このケースでは除外される。また小野（明治一九年没）は既に故人であり、「条約改正論」出版にあたって大隈が序文を付けたのも二〇年五月のことで大隈の「転換」には時期的に当てはまらない。さらに尾崎の意見は明治一四年当時のやや古い状況を前提にしており、決定的な意味を持つものとは思われない。そこで注目されるのは、古く『大隈重信関係文書』で編者渡邊幾治郎がその関連を指摘していたアメリカ人ジャーナリスト、ハウス（E. H. House）の大隈宛書簡の存在である。

2 ハウスの書簡及び論文

従来明治二〇（一八八七）年としか日付が特定されなかったこの書簡は同年一〇月七日付でコネチカット州ハートフォードから発信されたものと特定でき、^⑬当時の郵便事情からすれば一月中旬には大隈の手元に届いたものと思われる。ハウスはこの書簡の中で大隈に外相への就任を要請し、来るべき条約改正交渉の方略を開示していた。まず井上にとつた会議方式の失敗は当然であったと主張し、かわりに現行条約廃棄宣言を含むいわゆる強硬政略を強く推奨している。そしてこの方法がいかに容易であり、それにもかかわらずいかに大きな成果が約束されているかを自らによる各国への打診を踏まえて力説した。^⑭また自説の信頼性を裏付けるため、ハウスはこれまでの自己の業績を引合いに出した。たしかにアメリカ

カ政府による下関償金返還への関与や、条約改正への主要な障害の一人とみられたイギリス公使パークスの排斥に尽力したことなど、彼は明治一〇年代の日本外交に助言者・助力者として大きな足跡を残したと考えられている^⑮。

このハウスの書簡が大隈入閣を促した要因の少なくとも一つであると推測される理由としては、まず明治一四年までの大隈との密接な協力関係の下での実績、それにこの書簡が時期的に大隈が入閣に傾いた転機に重なったことを指摘したい。つまり、長年の実績・信頼関係を基盤にした再起要請が、外相としての活動に自信と成算を与えたとみるのである。第二に、以後大隈のとった交渉方針に廃棄戦術という要素をつけ加えた最も早く最も直截な献策であることを挙げたい。後述するように大隈案そのものには盛り込まれないものの、廃棄戦術は交渉戦略の中に重要な地位を占めたからである。なお、佐々木隆氏は廃棄論が黒田首相の発意であったかに叙述されているが、黒田が未だ首相でないこの時期に大隈のもとに献策されたものであることを確認しておきたい。そして第三に、大隈就任以後のハウスへの処遇もまた密接な協力関係の存在を示唆していること^⑯である。

同じ書簡でハウスは従来通りの文筆による側面支援（大谷正氏の用語に従えば「対外宣伝」）を行いたいとして、既に *The Atlantic Monthly* 誌に準備中であると述べていた。同誌一八八七年二月号の長大な論説「The Threat of Japan」がそれにあたりとみられる。ここではアメリカの世論に訴えることが主眼のため、日本の開国を主導したアメリカは現行条約につき歴史的責任があり日本の内治の進歩もその改正を十分に受け入れる段階にある旨が力説されている。そして具体的方策として、①アメリカは単独でも日本をバックアップすること、②日本側から列国に条約無効を通知すること（つまり条約廃棄）、を挙げている。①に関しては先の会議でアメリカは日本の愛顧を得たドイツに嫉妬して冷淡な態度をとったとされる点を指摘し、②では日本政府顧問のスミス (H. P. Smith)^⑰ がそれをかたて熱心に勧告したとし、米露伊独は賛成するであろうし、英も公然反対はできず、仏も「五年前のトンキンの失策」に懲りて干渉しない、との観測を示している。

この記事も大隈入閣前には日本に届いていたものとみられるが、どのような反応を受けただろうか。大隈入閣直後に横

浜の英字紙『ジャパン・ガゼット』は大隈就任直後に政府系英字紙『ジャパン・メール』の主筆がプリンクラー (P. Brinkley) からハウスに交替するとの情報を流し、『メール』がこれを否定する一幕があったが、これは日本外交におけるハウスの復権が予感されていたことを示している。そして同じ時期『メール』自身も廃棄戦術へ一歩踏み込んだ論説を掲げた²⁰。その後ハウス論文の影響が否かは不明ながら、その他にも在日イギリス人ジャーナリストに廃棄宣言「発議」を容認する意見が存在したことが、次のように伊藤を経て大隈に報告されている(「大隈文書」マイクロフィルムロー)。

別紙過日借覽候処、米國公使之案ハ到底承諾之出来ル事ニ無之ト存候。其後独乙代理公使へ御面会有之候哉。今日午後面会之義申
来候ニ付、三時ニ罷越候へハ可致面会段及返答置候。

昨日ヘラルド記者ブルックス來訪、同人欧州巡回之談話承候上同人之氣付ニ而ハ条約改正ハ既二十四五年間之継続ニ而英政府之官吏等も此問題ニハ飽キ退屈之様子ニ付、日本政府断行手段ヲ以千八百九十年即明治二十三年ヲ限り旧条約廢止之發議ヲ持出シ、同年以後ハ日本ニ居住スル外國人ハ凡テ日本法權に服従スベシ、若シ之ヲ否ムモノハ日本ヲ立去ルベシ、其者ニシテ不動産所有者タラハ内外人協同ノ理事ヲ組織シ其議定スル所ノ価格ヲ以其財産ヲ日本政府ニ買取スベシ、トノ意ナリ。如斯之暴断可被行事ニハ無之候得共、外國新聞記者ニシテ密ニ此説ヲ提出スルハ随分面白キ事ト存候而、其儘聞置申候。先生へ申入度候得共通弁ヲ要スルニ付小生へ相談トノ事ナリ。一奇事トシテ御聞置被下度、書外讓面晤。勿々頓首

四月十八日 博文

大隈殿

この書簡は『大隈文書目録』では明治二二年と推定されているが、文中「独乙代理公使へ御面会」とあるところからホラーベン不在の二一年のものと考えてよいのではないか(その不在期間は第一章註²⁰参照)。文中の「ヘラルド記者ブルックス」は横浜の『ジャパン・ヘラルド』発行人兼編集者イギリス人ブルック (J. H. Brooke) であろう。伊藤は傍線部のような廃棄論を暴論としながらも大隈の参考に供したわけである。

ハウス論文に対する日本政府の受け止め方は史料的に明らかではないが、伊藤・井上らの影響が強い『東京日日新聞』²⁵が大隈入閣後の二月二日から三月三日まで七回にわけて同論文を「日本国羈絆論」として訳載しているところから、大隈も含めて少なくとも否定的でないと考えてよからう。ただし同紙は連載開始にあたって、「其説く所或ハ矯に過て当を失ふもの無きに非ざるが如きハ吾曹終に至りて所見を開陳し其批評を下すべし」とハウスの論旨がやや矯激であると断わっている。そして、ハウスは外国側責任の糾弾に急だが日本側にも法典未整備等の事情があり、アメリカの率先は結構だが最惠国条款の適用により無用の混乱を招くおそれもある、条約廃棄通知に關してもハウスとて危険がないわけではないことはわかっているであろう、等と外国に対し慎重かつ融和的な趣旨のコメントを掲載した。²⁶

ハウスから大隈に進言されていたこの廃棄戦術は、それへの賛否は別としてこのように新聞を通じ広く認知された。それは、通常いわれるような大隈の「強硬政略」的性格を出発点から規定し、ガビンスによって度外視されていた選択肢を組み込むことになった。これが、第四章1に述べる最惠国待遇の有条件的解釈とともに、「清国問題」や内地開放の価値如何に關する障害をも克服する材料となったもの、と考えられる。

以後もハウスの献策や宣伝活動はつづく。²⁷もつとも大隈外相の条約改正交渉はハウスのというような廃棄一本槍の強硬路線ではなく、前述した一二月企画や伊藤案のような過渡的内地開放案でもなかった。それがどのような経緯によるのか、以下大隈就任以後の方針形成をあとづけてみる。

① 現在の到達点として高橋正則「議會政治への軌道を敷いた大隈の入閣——伊藤博文との関係における考察——」（『政治学論集』第一五号、昭和五七年）を挙げておきたい。

② たとえば「はじめに」の註③深谷論文九八・一一五—一二六頁、本章註①高橋論文三三・三三頁。また二年四月二六日井上馨はトレンチを訪問して黒田の首相就任見込み（三〇日付で正式に発表された）

を内密に告げ、以下の旨を述べている。「薩摩閥（長州人よりも党派的 character である）は既に強すぎる」ため「自分の辞任の際肥前人である大隈伯爵（その能力を井上伯は認めている）を彼は後任に強く推した。もう一つの目的は国会開設を見すえて政府を強化することだつた」(F.O. 46/379, No. 37, Trench to Salisbury, April 28, 1888)。

③ 伊藤隆「明治一七—一三年の立憲改進黨——国会開設以前における

政党の一考察——」（東京大学社会科学研究所編集発行『社会科学の基本問題』下巻、昭和三八年）六三三—六三五頁、本章註①高橋論文三三頁。

④ 稲田正次氏は「条約改正に關して自己の抱負を實現しようとする野望に驅られたか、或は改進黨の党勢拡張のために有利と判断したか」と結論を差し控え（『明治憲法成立史』下、有斐閣、昭和三七年、五三三—五三三頁）、中村尚美氏も「なお釈然としないものがある」としている（『大隈外相と条約改正』『歴史教育』九卷一号、昭和三十六年）。

⑤ 大隈は二〇年二月二七日に伊藤・黒田から「政治上会合の求」を受けたが（明治（二二）年二月一八日伊藤宛山県有朋書簡別紙の山田武甫・嘉悦氏房宛矢野書簡、一月一九日付、『伊藤文書』八）、間に立った大木喬任元老院議長は翌年一月七日には既に「主義の主張」「内閣人物」についての大隈の譲歩を確信している（一月八日付伊藤宛大木書簡（日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第五卷、昭和九年、一五七—一五八頁）。

⑥ 井上光貞他編『日本歴史大系 普及版13 明治国家の成立』（山川出版社、一九九六年、原版は一九八七年）、四一〇頁。

⑦ たとえば山本茂「条約改正史」（高山書院、昭和一八年）三三三頁、「はじめに」の註③深谷論文二一四—一七頁。

⑧ 明治二二年二月二日付「探聞」（国立国会図書館憲政資料室蔵「三島通庸関係文書」（以下「三島文書」と略記）五四〇—一五イ）。「はじめに」の註④小宮論文二〇三頁による。

⑨ たとえば最も重い満三ヶ年の退去者八名中、改進黨関係は尾崎行雄のみである（寺崎修「保安条例の施行状況について」手塚豊編『近代日本史の新研究』Ⅸ、北樹出版、一九九一年、による）。

⑩ ハッパードは先の会議における主要な障害を「日本の「反対」党（the "Opposition" Party in Japan）」と「列国」だとして、その間を「すり抜ける」ことが次の計画に求められると指摘している（前出 N.A. 133/58, No. 479, Hubbard to Bayard, June 15, 1888）。

⑪ 明治二五年の小野の演説を拡充して成った論文が、二〇年五月に出版された『東洋遺稿』中の「条約改正論」で、その骨子は最惠国條款無効化の談判、国別談判、通商条約と修好条約の分離、といったものである（『小野梓全集』早稲田大学出版部、第三卷、昭和五五年）。

⑫ 元老院議員尾崎三良は明治二〇年二月付で伊藤首相兼外相に覚書を呈している（伊藤隆・尾崎春盛編『尾崎三良日記』中巻、中央公論社、一九九一年、一六五—一六八頁によれば二月二〇日）。「先年露国ヨリ帰朝ノ途次筆記セシ」別紙は「上内閣執政論外交略（明治一四年二月草）」と題され、六年前のものであった。最惠国條款有條件的解釈の主張及び「魯米伊」を主たる与国とした国別交渉に言及している（伊藤博文編『秘書類纂 外交篇』上巻、昭和九年、復刻・原書房、昭和四四年、及び『条約文書』追補、四九号文書）。

⑬ 元老院議員柳原前光は二二年二月六日大隈宛に「往年魯都在任中尾崎三良ト協議同人筆記」の意見書「外交政略編一冊」を呈しているがおそらく尾崎が伊藤に呈したのと同様のものであろう。柳原はこれに關連して尾崎意見書の二点に加え（ただし柳原は米を与国として英独仏の対抗を利用すべしとする）法律以下内政整理による条件整備、蔽秘主義、「朝野一致」等を強調し、また「十日後ニ參館」して詳細を献策するとしている（『大隈重信関係文書』第五卷、一六一—一六三頁）。

⑭ 稻生典太郎「条約改正論の歴史的展開」小峯書店、一九七六年、四—九五、三二—三二六頁。

- ⑮ 「探聞」によれば柳原は二月一六日に大隈を訪問している (三島文書一五四〇—二八)。
- ⑯ 「大隈重信関係文書」第五卷一四二—一五〇頁の明治二〇年とされる和文書簡は早稲田大学所蔵「大隈文書」のマイクロフィルムには見あたらないが、同マイクロフィルム C336 の英文書簡 (一八八七年一〇月七日付) がその原文であろう。翻訳の際に日付や発信地が欠落したものとみられる。ハウス (一八三六—一九〇一) の履歴については大谷正「エドワード・ハワード・ハウス詮考——「旅順虐殺事件の一考察」補遺(一)——」(『専修法学論集』四八、一九八八年) を参照。
- ⑰ 当時のアメリカからの外交文書は四週間前後で到着している。
- ⑱ 明治一三年六月に英字紙「トウキョウ・タイムズ」を休刊してから一五年春までの、日本政府の依頼により宣伝活動に従事した欧米巡遊を指すであろう。この点については大谷正「近代日本の対外宣伝」(研文出版、一九九四年) 九三・九四頁を参照。
- ⑲ 中村尚美「米国の下関償金返還論について」(『大隈研究』第一輯、一九五一年)、杉井六郎「パークス非難論争」(『史料』三八—四、一九五五年) が個々の事績についてのハウスの関与を取扱う。
- ⑳ 「はじめに」の註⑦佐々木論文。ただしここではふれないうが廃棄論にはさらに先立つ長い前史がある。
- ㉑ 駐米陸奥公使は赴任(明治二二年五月二〇日出発)当初よりハウスとの接触を大隈から要請されており(八月八日付陸奥宛大隈書簡(国立国会図書館憲政資料室蔵「陸奥宗光関係文書」(以下「陸奥文書」と略記)九〇—二)、また二二年一月二五日付加藤秘書官から発遣された機密書簡によると、本省機密費から二〇〇〇円がアメリカの新聞紙上への世論工作費としてハウスへ「贈与」されていた。この待遇
- は少なくとも二五年まで続いた(外務省記録八一—一五二「米国人「ハウス」へ年金及手当金給与一件」。本章註⑳大谷論文二四七—二四八頁も参照)。
- ㉒ スミス(滞日期間明治四—九年)に関しては今井庄次「お雇い外国人」(鹿島出版会、昭和五〇年)四七—六〇頁参照。また「大隈文書」マイクロフィルム A458 の「条約改訂考イヒ スミス」と題する意見書翻訳は、ハウス同様アメリカの役割を強調し、条約廃棄権掌握を不可欠のものとして勧告している。
- ㉓ イギリス駐日代理公使トレンチ(P. Le Per Treach)は一八八八年一月一七日付報告で、アメリカの姿勢に対するハウスの分析は正確であると認めながらも、ハウス論文は「日本の擁護者によって行われた厚かましい虚偽の陳述の適例」であると罵倒している(CO. 46/379. No. 11. Trench to Salisbury, Jan. 17, 1888)。
- ㉔ 「ジャパン・ウィークリー・メール」(以下、「メール」と略記)、一八八八年二月一八日。
- ㉕ 「ことによると結局日本は条約を破棄(repudiate)せざるを得なくなるかもしれない」、 「それ以外の方策では果てしない徒労を終わらせることができないとずっと考えてきた多くの傍観者がいる」、と述べている(「メール」三月一七日)。
- ㉖ 西田長寿「明治時代の新聞と雑誌」(至文堂、昭和三六年)一六七—一六八頁。
- ㉗ 「説書論」(『東京日日新聞』明治二二年三月四日・六日・七日)。
- ㉘ 遅くとも明治二二年六月の時点で日本政府は、米英独ついで露伊澳の合意をまず取り付け(仏については悲観的)さらに「諸小国」と開談し、もし妥結しなければ廃棄を宣言する、とのシナリオを構想して 54 (N.A. 133/58. No. 479. Hubbard to Bayard, June 15, 1888)。

② たとえばアメリカの雑誌「ニュー・プリンストン・レビュー」(一八八八年一月号・三月号)に論説「日本における関税」「日本における外国裁判権」を掲載している。また「東京日々新聞」は二年四月一日・一五日・一七日に「日本に関する米国の評論」を連載し、

「ニューヨーク・毎週ポスト」紙上での日本攻撃に対する「S」やハウスの対抗(二月二日)、等の様子を報じている。同様の情報は四月二日の「メイル」紙上にも掲載された。

第三章 改正案の形成

1 井上私案

明治二一(一八八八)年二月一日の外相就任後まもなく、大隈は伊藤首相と相談して井上馨宮中顧問官に、日本人の間に「合意と妥協」をもたらし「欧州強国及び合衆国の同意をも受けるような計画」を起草するよう懇請したらしい(前出 N.A. 133/58, No. 479)。大隈案反対運動が激化したのち伊藤・井上が消極的ながら反対に回ったとの通説像からすると意外な事実だが、逆に大隈就任の経緯を振り返ってみれば不自然ではない。その『進歩的』姿勢が両者に共通することは当時広く認められていた。^③

井上はこれにこたえ四月中旬までには新たな企画(以下「井上私案」と呼ぶ)を作成提示したものとみられる。《井上伯爵により条約改正の基礎として提出された非公式企画》と題されたこの案(N.A. 133/58, No. 479, Incl. No. 1.)は、その「目的(object)」を「外国人に対し商業上産業上の目的のため、居留地外においてある年限自由旅行や家屋土地の賃貸を許可すること」と規定し、以下八箇条の「条件(conditions)」を列挙している。

さて、この案を約言すれば、日本法権への従属や不動産賃貸許可を伴う内地開放(一―三)と同時に関税改訂作業も開始され(六)、法典完成の暁には即時に領事裁判権が撤廃される(七)というもので、内地での内国人並課税(居留地内では「工業及び製造に関する」もののみ)(四)や条件付き均霑主義(八)をも明確に規定している。一月時点の前出伊藤案に残

存していたような、正式条約よりも国内立法措置に依拠する性格は払拭されており、単なる外国人への利便供与にとどまらない全面的改正案であるといつてよいだろう。ハッバードが批評するように、「外国人判事による日本法の一五年間の執行」は姿を消し、同様に「日本の法典編纂は調印批准の条件としては公式には消え去った」(NA. 133/58. No. 479. Incl. No. 2.) ように見える。もしそうなら、会議最終案や一月企画から日本側にとつて望ましい方向に踏み出した案であった。「過去における条約改正交渉」で活躍してきた井上が「当然にかつ用心深く幾分か逆の極点に達した」(NA. 133/58. No. 479.) ものとのハッバードの観察が当たっているかもしれない。

なお、井上私案の時期は不明瞭だが、第二章2の明治二十二年四月一八日付大隈宛伊藤書簡冒頭の「米国公使之案」はおそらく井上私案を下敷きにしたハッバード私案であり、井上私案はこれ以前に提出されていたと推定できる。また、第二章2でふれた伊藤案のうち「(伊藤伯案の大意)」(「秘書類纂 外交篇」下巻所収)が井上私案の和訳であるとの指摘がある(「はじめに」の註④藤原論文・上、三四六頁註⑦)が、誤りであろう。

また、この私案以下一連の経緯に関する史料がアメリカ國務省文書に集中して残存しているのは、第一章2にふれたようにドイツ公使ホルレーベン帰国に際して日本政府とのいわば相談役をハッバードが引き継いだためである。日本側としてはドイツに加えアメリカをも「理解者」にしておくことに異存はなく、アメリカにしても既得権益がイギリスほど膨大でなかったこともあって比較的フリーハンドをもって振る舞えた。^⑤ こうして、ハッバードを交えた初期段階の準備作業は、國務省宛に逐一報告されたのである。

この案に対して批評を求められたのは、ホルレーベンから後事を託されたハッバードであった。日本側にとつてアメリカの賛意はもともとほぼ確実であったから、この相談は「私〔ハッバード一引用者〕自身の見解」を確かめるためというよりは、むしろ前の企画への反対を満足させるる計画を提供するために」(NA. 133/58. No. 479.) 行われたという。したがって《井上伯爵の非公式計画に関するハッバード氏のコメントと覚書》(NA. 133/58. No. 479. Incl. No. 2.) は他の列強

の立場を付度して率直に厳しいものになった。

まず数年間の部分的内地開放期間において外国人に不動産賃貸のみを許可し所有を許さないのでは不十分であり、その賃貸に付された期限が法典編纂に左右されて流動的であつては用をなさない、という(井上私案の「目的」及び一・三)。また領事裁判権廃止の条件としての法典完成について「その立法の性格ないし期日についての、あるいは西洋の法の一般的精神との調和如何についての規定を欠く」旨等が指摘される(同七)。このような批評の上に立つてハッバードは同じ時期独自の案(以下「ハッバード私案」と呼ぶ)を提示した。^④

2 ハッバード私案とその後展開

ハッバード私案の要点は、外国側が領事裁判権を五年間現状維持でき(第二)、さらにつづく五年間日本の法制度の下で運用し(第二)、結局批准後一〇年を経ての廃止が予定される(第三)とところにある。この前半の五年間に既に旅行・土地家屋賃貸が許可され(第四)、六年目以降は居留地外で日本の排他的裁判権に服すと同時に不動産購入ができるようになる(第五)。日本側としては批准一年後から関税自主権を手にする事になっていた(第八)。このほか、居留地外では日本臣民と全く同様の課税を外国人は受けるという文言が欠落し「^⑤当今の文明」「西洋諸国の法の一般精神」への言及がある点(第七)、などが異なっている。特に、後半が日本法制度の下での運用ではあつても、領事裁判権存続の一〇年という期間は、会議最終案や大隈案の五年と比べても格段に長くなっている点が特徴的と言えよう。

このハッバード私案に対して伊藤首相は難色を示したようだが、^⑥ともかくこの案は井上私案とともに五月以降は黒田首相の下で「一括して内閣の検討対象とされ」、六月一五日の時点では依然「明確な行動を見ずして真剣に考察されて」(N.A. 133/58, No. 479.)いた。ハッバードの観察が正しければ、政府はこのようにして暫定的内地開放措置という伊藤兼任外相期からの行きがかりを脱して、新たな基礎にたつ全面的改正案の策定に踏み出したのである。

さて、以後の土台となるこの二私案に共通する特徴として、次の三点を挙げたい。即ち（一）外国人裁判官任用や法典の交付ないし審査を明示的前提とせず、（二）領事裁判権撤廃とひきかえに内地の不動産所有権を付与することを考えており、そして（三）新条約の利益に均霑する条件として新条約の課す義務を果たすということが明瞭に打ち出されていた点、である。つまり、（一）の問題となる譲歩の二点は、草案の中にまだ明瞭な形を取っておらず、（二）もこの後大隈案では変更されている。では、以後のどの時点で外国人裁判官任用や法典交付が復活し、内地不動産所有の批准後即時許可が盛り込まれたのだろうか。

九月一八日時点でハツバードのつかんでいた情報によると外務省と閣議の検討はまたつづいていたが、この段階の概要は次のように見られていた。即ち「現在外務省と帝国内閣で行われている計画の概括的かつ主要なアウトラインは、一八八五―八七年の提案と実質的に等しい」が、変更の一つは「外国籍〔裁判官による——引用者〕法廷」であり、外国人裁判官はさきの会議における三〇名から九名に減り、日本の法典は列国の審査 (ratification) は受けられないものの交付・参照されながら交渉が進行する、と (N.A. 133/58. No. 502. Hubbard to Bayard. Sept. 18, 1888)。

法官の雇用が九人というのは大隈案のものではないとはいえず、^⑧ 両私案にはなかった法典交付規定や外国人法官雇用という配慮が、六月―九月中旬の間に盛り込まれたことがわかる。九月二〇日の陸奥公使宛書簡で加藤高明がいうところの、「外国人へノ譲歩ヲ余程減シ」て大隈が「随分成功ノ望アルモノト考居」る条約案であろう（「陸奥文書」六八一―）。なお、前述（二）の変更についてはこの時点では不明である。これらの変更が誰によって主唱されたのかについても、史料としては山田頭義法相の関与を示唆する大隈の発言を伝聞した翌二三年における谷干城の日記があることを指摘するにとどめたい。^⑨ この間、七月二五日に農商務大臣として入閣した井上馨も閣議での検討に正式に参画してきていた。^⑩

しかしほぼ固まっていたこの案は、詳細は不明ながら一〇月二六日の時点でもまだ「確定ニ至ラス」（同日付陸奥宛加藤書簡、「陸奥文書」六八一―）最終決定は遅れたようである。ただ以上見てきた限りでは、少なくとも伊藤兼任外相らが外国

公使へ与えた何らかの言質が事態を動かしたのではなかったことがわかる。そして系譜的には、ホルレーベンの提案をうけて一月に伊藤案が、その延長上に大隈外相の下で井上私案さらにハッバード私案が四月までに作成され、以後九月に至る外務省・内閣の検討を経て大隈案の骨格が固まったことが確認できよう。結局大隈は、交渉戦略は別として、改正案に關しては白紙状態で就任し、二人の前任者や米独公使等の路線を踏襲利用し、閣議でも妥協しつつ成案を得たのである。

以上のように、(一)の二点の譲歩は、大隈の交渉準備当初から予定されていたものではなかった。これらの点に關する主唱者が誰であったにせよ、それを草案に加えることが合意された理由を推測するなら、前年の會議以来の経緯から列強との妥結可能性を高めるという意図と、政府内でも井上や山田に配慮して閣内の結束を強化するという点にあったのであろう。

次章では、両私案を特徴づける(二)即ち最惠国條款の新解釈等の交渉戦略をめぐる経緯を分析する。

- ① たとえば第二章註⑦山本論文三八三頁。
- ② 当時徳富蘇峰が伊藤・井上・大隈らを「道理分子」と目したとの指摘(梶田明宏「帝國議會開設以前における徳富蘇峰の政治構想」『日本歴史』四五三、一九八六年)が知られている。ハッバードもホルレーベンへの書簡中「大隈伯が条約改正についての見解において決して偏狭(Liberal)にも過度に保守的でもないことわかつた」と述べている(N.A. 133/58, No. 479, Incl. No. 4)。
- ③ ハッバードは「前提として我々自身の安全を確保することはもちろん」だが、米政府は日本の「公正な権利を理解する準備が」従来同様できてゐる、と見做した(N.A. 133/58, No. 479)。
- ④ N.A. 133/58, No. 479, Incl. No. 3. の《条約改正の基礎としてハッバード氏により非公式に提示された覚書》。本章1で述べたように、このハッバード私案は二年四月一八日まで提示されていたとみられる。同日夜、アメリカへの出発を控えた陸奥公使邸で大隈・井上・ハッバード・陸奥ほか数名が四時間近くにわたって会合した(「探聞」『三島文書』五四〇—二八)のはこれらの検討のためであろう。
- ⑤ ただしハッバードはこの点に關しては井上私案への批評においては異議なしとしていたから、この欠落は意図したものでない可能性もある。
- ⑥ 第二章2の大隈宛伊藤書簡の冒頭部分。
- ⑦ 両私案が外国人裁判官雇用に言及していないのは、これらがいずれも八箇条の骨子にとどまっているためであり、実際にはそれが考慮されていたという可能性については、以下の三点の理由から否定的に考へている。即ち第一に、大隈・井上から懇切な説明を受けていたハッバードがこの件は井上私案から「消え去った」としていること(本章1)、第二に、外務省で明治十九年以来検討されてきた「入籍退籍条

例」諸案に含まれた、官吏への「任命書」を「帰化証書ニ代用」するという規定が、二二年四月二十五日付で起草・和訳が完了した「帰化条例」案以後は消失していること（外務省記録三一九一—五十四「外国人帰化法調査編制之義ニ付協議一件」、第三に、翌三年の大隈の談話が、自身ではなく山田法相の示唆により改正案に盛り込まれたとしており（日本史籍協会編『谷千城遺稿』二、東京大学出版会、明治四五年、復刻昭和五年、七八八・七八九頁、八月三日の巻、もしそうならそれは両私案に関する閣議が本格化する五月以降と想定されること、である。

⑧ 大審院への外国人裁判官雇用を大隈が何人と予定していたのか、定説はない。これは「外人判事任用ニ関スル宣言」が大審院での審理の際「多数」を占める「若干名」としか言及せず（『条約文書』三卷上、八二頁）、当時の大審院の定員を規定する裁判所官制（明治一九年勅

令第四〇号）でも判事数を長一名、局長三名、評定官若干員、としか定めていないためである。たとえば『大隈公八十五年史』は四名、第二章註⑦山本論文は四・五名、『世外井上公傳』は五・六名、といった数字を挙げるが、いずれも九名というハッパードの報告とは開きがある。ちなみに、二二年六―七月に枢密院で検討された「帝國裁判所構成法案」第五六条では、大審院の「審問裁判」は七名単位の「部」で行う、とされていた（『大隈文書』マイクロフィルム A2698）。

⑨ 本章註⑦参照。

⑩ 井上は入閣以前から七月七日・一日と大隈を官邸に訪れて会談し（『読売新聞』七月八日及び一七日）、入閣に際しても大隈が熱心に賛成する（九月一九日付陸奥宛青木書簡「陸奥文書」一一二）など、協力関係は依然密接であった。

第四章 交渉戦略の形成と展開

1 「強硬略略」の構図——最惠国問題と条約廃棄戦術——

前章で見た井上私案（八）及びハッパード私案（第九條）は新条約に関する条件付き均霑主義をとった。いいかえれば旧条約の最惠国條款を有条件的に解釈していたのだが、これは大隈交渉の顕著な一特徴でもあった。大隈が旧条約における最惠国條款についてはそれまでの姿勢を翻して有条件主義を一貫して主張し、英仏の抗議に対しても譲らなかつたことは周知の通りである。^①

大隈はこの主張をすることで、どのような交渉見通しを持っていたのか。まず、新条約に盛り込まれる条件については

幾分の譲歩を用意し、調印に応じた国にのみこの譲歩を与えることで国別の切り崩しを図る、というよく知られた交渉戦術である。実際には、通商航海に関しては無条件的最惠国待遇をドイツ（ヤロシア）に認め、旧関税に準拠する国がある限り新関税を実施しないことをアメリカをはじめ各国に保証し、司法権に関連する部分では有条件主義をドイツ・ロシアにも譲らなかつたこと、が知られている。

この方針で問題になるのは、最後まで新条約に応じない国が残ってしまった場合である。この場合、新条約未調印国の領事裁判権が残存し、新関税は全く実施できないまま事態が膠着することになる。そういう難点が明白であるにもかかわらず、大隈は調印を重ねていった。これは何を意味するのだろうか。

ひとつには、全体の状況が長期的には日本側に有利に推移する可能性があつた。つまり、日本側はデメリットとして新関税の凍結やその他通商条約関連で噸税・燈税等も実施できない等の点を甘受すれば足り、調印済の国への内地開放と交換にその国の領事裁判権を回収することができるはずであつた。これに対し未調印国の国民は、他国民が内地通商を行いつつあるのをよそに居留地に逼塞せざるを得ない、と想定される。^④このような想定は、法権関係の譲与に関する深刻な反対運動がもしなかつたなら、日本側には耐えうる事態であり、逆に未調印国——特に通商に大きな利害を抱えるイギリス——に対しては利権喪失への脅威として作用した可能性が高い。

それでもなお調印しない国が残つた場合、他の交渉促進手段とくに第二章2に述べた条約廃棄戦術が用意されていた、と考えられる。実際、明治二年になつてからも大隈らにより廃棄への示唆や外国人顧問への内密裡の諮問等が為された。^⑤それは、たとえ条約廃棄が実施されなくても、廃棄実行で威信を傷つけられることを恐れる国——それはやはり「極東における第一人者」を自負するイギリス等ということになる——への威嚇となり得たであろう。これが、「強硬政略」の他の要素として挙げられる「条約励行」や次節に挙げる宣伝活動等とともに、相乗的に作用したものと見るのである。第二章2で、廃棄論が大隈入閣時点で既に重要な戦術として考慮されていたことを確認したが、その点を踏まえても大隈によ

る全般交渉戦略の構図の中にこれを位置付けざるを得ず、交渉の形成が陰悪化した後に場当たりに浮上したものと見ることはできない。

以後も大隈は準備を着々と進め、一月一七日には最惠国条約の有条件的解釈を積極的に争点化するために、メキシコとの新条約にあえて内地開放を盛り込んで列国の均需要求を誘発していく。^⑥ こうしてガビンズが指摘した第二・第三の問題点——内地開放への低い評価や「清国問題」——は、少なくとも大隈にとっては最終的に克服される目処がついたのだといえよう。

2 新聞記者ノーマンを通じた宣伝工作

第二章で明治一四（一八八一）年頃までのハウスの活動にふれた。その後の条約改正にからむ対外宣伝の担い手としては、井上馨と協力したロンドン・タイムズ通信員パーマー（H. S. Pearce）が著名である。大隈就任以後もパーマーの活動は続いたが、明治二二（一八八八）年中におけるそれは交渉の中断をうけて一般的な「日本の進歩」を称揚するものにとどまっていた。^⑦むしろ一時的ながらもこの時期の顕著な動きは、イギリスの夕刊紙『ベルメルガゼット』（*Pall Mall Gazette* 以下ベルメル紙と略記）の記者ヘンリー・ノーマン（Henry Norman）を迎えて行われた工作であろう。外国の著名人ないしジャーナリストの来日に際して破格な歓待を行うことで日本に有利な発言を引き出そうとする動きは、寺島外務卿（明治六―十二年）の時代にその萌芽をみるといわれる。^⑧この時期のノーマンに対する日本政府の動きも、その典型としてよかった。

ベルメル紙の世界一周特派員派遣の企画にしたがってカナダ・アメリカを経て五月二十九日に来日（『毎日新聞』五月三十一日、『郵便報知新聞』六月一日）したノーマンは、当初は二週間程度の滞日を予定しているのみであった（『朝野新聞』（以下『朝野』と略記）六月一四日）。ところが、内外人ジャーナリスト及び政府要人の全面的優遇^⑨により滞在期間は大幅に延び、

九月までの約三ヶ月間とどまって記事を送り続けることになる。六月一九日大審院等を視察した〔朝野〕六月二〇日）の始まり大学・警察・陸軍等を回ってノーマンは取材を重ねた^⑩。歓待の主役はバーマーやブリンクリー、それに改進黨系の朝野新聞社等であったこと、井上馨も直接これに加わっていたこと等はこの時期の政府内協力体制のあり方を示している。

しかしその成果は結局芳しいものではなかったというべきかもしれない。さまざまな日本事情の紹介・礼賛記事が九月から一二月にかけてベルメル紙に掲載されたが、条約改正への呼応を呼びかける大隈らが最も望んだはずの記事は最終的に紙面を飾らなかったようである^⑪。正確にいうとそれが書かれなかったわけではない。『メイル』には、ノーマン署名による「日本に対する世界 国家間の歴史の奇妙な一章」（八月三一日東京発）及び「日本と列強 日本の国際関係における現在と未来」（九月三日東京発）の二論説が二年二月二日に掲載された^⑫。これらは条約の来歴から説き起し、日本の改正要求の正当性や廃棄の妥当性を強く主張している。特に後者は次のように述べていた^⑬。

イギリスがこの件に協力する来るべき最後の機会を無視するならば、ある気持ちのよい朝目覚めたとき頭越しに物事が進んでいることに気付くのは確実である。〔中略〕日本の進路は明らかである。日本は前もって合衆国の同意を確保しようとし、この依頼に対する同意が得られるであろう。そして私が述べたようにドイツとロシアの同意も同様に拒絶されることはないであろう。然る後に日本は単に条約の廃棄を宣言するであろう。もちろん「廃棄」は法的な用語で敵意は含まない。〔中略〕そのときイギリスはどこにいるだろうか。ただ無視され、寒空に放り出され、完敗し、恥辱を受け、商業は損失を被り、太平洋における威信は地に墜ちているだろう。イギリスが東京を砲撃し浪速・高千穂の一〇インチアームストロング砲と一戦交えるために戦艦を派遣するだろうか。と考える者があるだろうか。ばかっている。〔中略〕しかし、アメリカと日本のあるいはロシアと日本の同盟は、イギリスにとつて非常に恐るべき事実となろうし、このようなことは決して単に夢想ではない。〔後略〕

「米独露の同意を取り付けた後の廃棄宣言」という途中まで現実に進行したシナリオが提示されている点に注目したい。

当時の在留欧米人は、ノーマンが「奇妙にも日本政府から特別待遇をうけて」おり「日本側はかれを、あらゆる希望や苦情のはけ口として利用し、まだ秘密に属する条約交渉の全部を際どい詳細にいたるまで、ことごとくかれに漏らした」と見なしており、この記事は公然たる警告と見られたであろう。ハワイ公使アーウィン (R. W. Irwin) に言わせれば「大隈伯は他人之口を仮り、動すればデノーンズ [Denounce = 「廃棄する」] —— 引用者「するとの事を云ひふらし却而奏功たり」というような策略として捉えられていたのである。

しかしこの工作は、肝心のイギリスにおける宣伝活動には実らなかつたことになる。ノーマンが送った記事が何らかの理由で「没」にされたのか、それともそもそも發送されなかつたのか、それを物語る史料は見あたらない。勘ぐるならば、これらの記事だけはノーマンに断つた上でプリンクリーあたりが掲載直前に執筆したものである可能性もある。というのは、掲載のタイミングが米英等各国公使への交渉開始の時期と重なり、前任イギリス公使プランケットのやり方を批判する一方でトレンチ代理公使を持ち上げてみせているからである。欧米の外交舞台におけるトレンチの手腕を礼賛した部分が『東京日日新聞』による翻訳には欠落しており、『メール』の記事がだれを讀者として想定していたかを露骨に物語っている。

また、『朝野新聞』の尾崎行雄は保安条例による退去後洋行し、二二年六月頃アメリカでハウスと面談した（六月二十四日付大隈宛尾崎書簡『大隈重信関係文書』第五巻）。尾崎はその後に渡つたロンドンからの通信で、甲「今後一年若くは一年半の期限を定めて現行条約を廃止せんと欲する旨を締盟列国に通知し以て一挙して現行条約の絆を脱するの果斷法」、乙「欧米大國中其最も公正なる者一二箇国と特別対等の新条約を結んで最惠国云々の連鎖を裁断し以て漸次他の締盟国に及ぼすの穩便法」の二法を提言している（『朝野』十一月九日の「社説 國權回復の一方案 英京 學堂生」）。うち甲案即ち廃棄戦術には自重を促したが（『朝野』十一月一日。九日の分の統編）、大隈の強硬策を先取りしたものと見えよう。尾崎は大隈との間に連絡を取りつつこのような論陣を張つたようである。しかし、別の記事でノーマンとペルメル紙への殊遇を批判し

てプリンクリーに論難されるなど必ずしも意志疎通がはかられていたとは言い難かった。

これらは、日本による条約廢棄決行の可能性とそれに伴うであろうイギリス孤立化の危険と損失について注意を喚起する動きの、交渉開始前後における事例である。その何れにも共通するのは、日本による条約廢棄がやむをえぬ正当性もち十分に可能であるとしながら、イギリスをはじめ列強の利害からみてもすんで改正に應じることが最善である、という論理構成であった。それはこの宣伝工作が、日本側からは廢棄論という強硬策への認知を促しつつ、一方で列強側の競争心と危機感をかき立てることで、個別交渉へと導進する意図の現れであったことを示しているのである。

- ① 明治六年のイタリヤ公使による「内地旅行協約案」提議の時点では安政五年条約の最悪国條款に關し無條件の解釈を貫けないとの判断がイギリス政府内部にあった（広瀬靖子「明治初年の対欧米關係と外国人内地旅行問題（一）」『史學雜誌』八三一—二、一九七四年、二〇・二二頁）。しかし三年の段階ではこの判断は覆り、大隈の主張は異を唱えられた（「はじめに」の註④藤原論文・上）。このイギリス側の態度変更が何に由来するのか、今は詳らかにし得ない。
- ② ドイツに対しては明治二年一月一八日に口頭で保証した（第一章註⑫「条約改正日誌」同日の条）。
- ③ 明治二年一月二六日、ドイツ代理公使に条約案等を手交する際「譲歩の用意があることを既に伝えている」（第一章註⑫「条約改正日誌」同日の条）。
- ④ 第一章3に挙げた覚書で、ガビンスはそのようなイギリスのみが一方的な不利を蒙る差別待遇を前提に内地通商の価値を冷評したのではないはずで、明治二年六月に着任したフレイザーにとっても、他の列強に「擴張される恩典への加入から排除されるならば、日本とイギリスにおいて生じるであろう「イギリス人の——引用者」抗議の声に耐えるのは困難であろう」（F.O. 410/28, No. 299, Fraser to Salisbury, Aug. 16, 1889.）と、避けるべき事態として認識された。
- ⑤ 「はじめに」の註⑦佐々木論文参照。
- ⑥ 一月一七日の駐米陸奥公使宛電信（内田康哉交際官試補編「日墨修好通商条約締結概要」、『陸奥文書』九〇—一）。
- ⑦ 四月五日掲載「日本の政局の進展」、同三日掲載「日本經濟の發展」など（樋口次郎・大山瑞代編著「条約改正と英國人ジャーナリスト」思文閣出版、一九八七年）。
- ⑧ ノーマン（一八五八—一九三九）はイングランド中部レスター生まれ。ハーバード大学卒業後ベルメル紙及び「デイリー・クロニクル」紙の編集スタッフ等を経て一八九九年新聞界を引退。一九〇〇—三三年自由党所属下院議員。一九〇六年ナイト爵、一五年進男爵。「WHO WAS WHO. vol. 3 1929—1940', 1947」による。
- ⑨ 第二章註⑩大谷論文四一—一五頁。
- ⑩ たとえば、六月二日にはプリンクリーがノーマンとパーマーほか在東京の新聞雑誌記者らを招待して宴会を催した（『朝野』六月一日）。また七月五日には、井上馨が「府下の紳商及び新聞記者数十名

- を鳥居坂の邸に招てノルマン氏に引合はせ晩餐の饗宴を張った。「同夜は大隈伯にも来会ありし由」という（『郵便報知新聞』七月七日）。さらに、磐梯山の噴火（七月十五日）に際してノーマンはパーマーやプリンクリーらと各自一〇ドルの義捐金を寄せ、二日にはプリンクリーとともに現地取材に出発している（『郵便報知新聞』七月二日、ベルメル紙九月二日）。
- ⑬ 「メイル」（六月三〇日）はノーマンの連日にわたる精力的な視察を報告した。前日（二九日）には陸軍戸山学校での天覧演習視察の後、天皇に拝謁したともいう。
- ⑭ 「日本の家にて」「武装する日本」「日本の司法」「日本のジャーナリズム」「日本の芸術と工芸」「日本の宴会」「日本女性を讀る」「日本の衣服」の八本が九月二九日から二月二六日まで断続的に掲載された（七月一日～八月二九日東京発）。その多くはほぼ同時に「メイル」にも掲載された。これらの通信は（後述する八月三十一日・九月三日発のベルメル紙に載らなかった二本も含めて）加筆訂正され、単行本「リアル・ジャパン」として一八九一年刊行された。ちなみに同書の謝辞は伊藤・井上・青木・デニソンそしてプリンクリーに宛てられ、大隈の名はない。
- ⑮ その後ベルメル紙上の通信記事は、翌三年一月一日の「ウラジオストックへの訪問」（一〇月六日発）まで途切れている。
- ⑯ 日刊紙「ジャパン・デイリー・メイル」には別々の日に掲載されたものと思われるが確認できなかった。
- ⑰ この通信は「日本と締盟諸国」と題して『東京日日新聞』に訳載された（明治三年一月一〇・一一・一二・一五）。『新聞集成明治編年史』第七卷（財政経済学会、昭和〇〇年）や『明治ニュース事典』（毎日コミュニケーションズ、一九八四年）にも収録されているが一
- 五日の分を欠く。意訳や異同・省略が多いためあらためて訳出した。
- ⑱ トク・ベルツ編（菅沼竜太郎訳）『ベルツの日記』上巻（岩波書店、一九七九年改訂版）一三二頁（明治二年二月一九日の項）。ただしベルツはこれを政府の工作ではなくノーマンの一方的暴露とみている。
- ⑲ 明治（二二）年二月二七日付伊藤宛末松謙澄書簡（『伊藤文書』五）。原文書（国立国会図書館憲政資料室所蔵「伊藤博文文書」二八四―二八四）により一部修正した。また、内容からいって年代は三年である。
- ⑳ 明治三年三月二九日、六月二日にも尾崎は大隈宛に書簡を出し状況報告を行っている（『大隈重信関係文書』第五巻）。
- ㉑ 『朝野』一月三日掲載の社説で尾崎はベルメル紙を「東京小新聞の類」とけなし、通信員に「謁見までも仰付け」るなど帝室の品位を貶めるものと批判した。これに対し「メイル」は、二月八日付（日刊紙ではこの数日前の掲載であろう）でベルメル紙は一流であると反論し、『朝野』が八日付で訂正すると一五日付で以下のように皮肉った。『朝野』が尾崎氏の意見を印刷する前にこれらの意見をしなければならなかったことが残念である。ノーマン氏が東京にいたとき、『朝野』の編集者自身は東京諸新聞によるノーマン氏もてなしの主導者であった。これは「東京であれば三流新聞にランクされる新聞の記者」に関しておこなうには奇異なやり方であった。」
- ㉒ その直接的効果として、イギリス駐日代表部と本国政府の反応に对照が現れたことを指摘しておきたい。前者のトレンチ代理公使は大隈の交渉開始に鋭敏に反応し、イギリス単独の速やかな本交渉開始と自身への全権委任を本国に上申し続けた（たとえば一八九九年一月一六日付及び三月二日付電信、F.O. 410/28, No. 11 & No. 50. French to

Salsbury)。他方本国側は当初慎重な対応に終始し、欧州各国への
同文回章発出など従来の連合談判的手法への執着が顕著であった
〔はじめに〕の註④藤原論文・上三五四―三七一頁。もちろん大隈

の高圧的交渉態度に直接接していたのがトレンチであったことも影響
したのであるが、ノーマンを通じたイギリスでの工作が不発に終った
ことが、この対照と何らかの関係がある可能性も高い。

おわりに

明治二二年二月の外相就任の時点では、大隈は交渉戦略に関して十分な成算を有しており、改正案作成に関しても、大隈が受け継いだ前任者達からの流れは、危険な譲歩を排した穏当なもので、不安材料は見あたらなかった。そして、前者の成果として、個別交渉・最恵国条款の有条件的解釈・廃棄戦術等を組み合わせた画期的な新機軸が打ち出される。交渉の最大の難関であるイギリスを孤立させ各個撃破を期す戦略がこうして確立し、後に改正案での弱点を払拭した陸奥外相によっても用いられ、交渉を成功に導くことになった。大隈交渉の歴史的意義は第一にここに求められなければならないだろう。

一方、後者即ち条約案の方は、同年二月―五月の初期段階に関しては、外国人法官任用等の、のちに致命的弱点となるような譲歩は考慮されなかったが、九月にはその性格を弱めつつも復活した。交渉開始後は、戦略上の強みによって大隈・黒田は目標に向けて走り続けるが、伊藤・井上らの積極的協力が縮小すると同時に強力な反対運動が出現することで窮地に追い込まれていく。この反対運動の過程自体についても、単に大隈案の弱点からの論理的帰結として片づけることのできない重要な論点が残されているが、本稿では取扱う時期の関係から論及しなかった。この点に関しては別稿を期すこととしたい。

これらの準備過程を通じて大隈への協力者として井上馨の役割は非常に大きかったこと、さらにプリンクリー・ハウズ・ノーマンらを中心に展開した宣伝活動は、結果としてアメリカと横浜に厚くイギリスに薄くなったが、これもまた大

隈と井上の協力により行われていたこと、等は注目に値する。このような意味で、極論すれば大隈条約交渉とは少なくとも準備段階では井上・大隈の合作だったのであり、それを捨象しては立案から本交渉開始がこまですみやかであったことを理解できないであろう。

また、アメリカ公使ハツバードの関与が極めて深かったことも指摘したい。大隈案提示を受けてアメリカが直ちに調印を決断した背景はここにあつたのである。対照的にイギリス代表部は二年初頭段階で情況を樂觀して結果的に見通しを誤り、^①本国と出先の食い違いもあつて対応が後手に回つた。またガビンズの予測をはるかに短縮した大隈交渉の始動は、遠くベルリンにいたホルレーベンの残した種子に負うところがあつたことも強調されるべきであろう。そして、イギリスにしたところで「二・三年後」以降の条約改正自体には反対でなかつたことも、あらためて確認しておきたい。これらの点を踏まえるなら、交渉への負の影響力の源泉として、列国およびその代表部の動向を過大評価するべきとは思われない。

以上のように、大隈交渉の複合的な性格は、独自のブレーンを率いた穏健な民間党派代表者としての大隈が藩閥主流の伊藤・井上らに合流し、極めて緊密に協力した結果生まれた。大胆な交渉戦略の転換は、対日融和姿勢を維持して結末が緩みつつあつた列強の一部との協調——それは主として井上の遺産でもある——の成果として定着してゆくことになる。

① このことは、ガビンズの分析が大局的に誤つていたということを必ずしも意味しない。彼の挙げた困難の第一点である「内政」をめぐる

問題が大隈交渉を挫折せしめたと思われるなら、情勢判断を誤つたのはむしろ大隈の方であつたのかもしれない。

Under the Ch'ing dynasty, the *k'ao-ch'eng* was extended into the fields of tax collection and judicial matters. This was due to the fact that the affairs that were the object of the *k'ao-ch'eng* system were routinely considered in the Ch'ing bureaucratic system. In the *ta-chi* system, the character and ability of bureaucrats was evaluated. As a result, integrity was valued above all else and administrative responsibility emphasised. However, aspects of character such as personal could not be grasped appropriately by the bureaucratic system. This fact harbored the impetus to drive the *ta-chi* system into empty formalism. By way of contrast, the *k'ao-ch'eng* system became a factor that effected the operation of the *ta-chi*, because administrative results were routinely considered in the Ch'ing bureaucratic system.

As the *k'ao-ch'eng* system tended to expand into the tax collection and judicial matters, the magistrates regularly reported the number of *chia-chi* 加級 (added subgrade), *chiang-chi* 降級 (demoted subgrade), *chi-kung* 記功 (recording merit), *chi-kuo* 記過 (recording demerit) on the basis of the *k'ao-ch'eng* each season. As a result, the number of rewards and demotions based on *k'ao-ch'eng* came to represent the evaluation of bureaucrats. In *ta-chi*, magistrates had an obligation to report the number of *chia-chi*, *chiang-chi*, *chi-kung*, and *chi-kuo*. These records became a factor in determining whether a bureaucrat was to be judged superior and whether his achievements were to be judged excellent. This situation developed in the direction of a general social trend as well as in the operation of the system of promotions.

A Reconsideration of Okuma's Negotiations for Treaty Revision : The Planning Process and the International Background

by

OISHI Kazuo

This article attempts an analysis of the process of planning for what have been called "Okuma's negotiations for treaty revision" 大隈条約改正交渉 in an effort to clarify their character and historical significance.

After the failure of Foreign Minister Inoue Kaoru at the Treaty Revision Conference, some representatives of the Treaty Powers had submitted draft proposals for provisional agreements. Ito, the acting Foreign Minister, had then

tried to use these proposals in an effort to create a break-through in the negotiations. The succeeding Foreign Minister Okuma Shigenobu fashioned a new draft in cooperation with Germany and particularly the United States. Throughout all these processes, Inoue played a very important role as an advisor. The newly drafted treaty, which was designed without employ of foreign judges or the issuance of law codes, appeared to have been settled by the ninth month of the twenty-first year of the Meiji era (1888), but was finally incorporated within the framework of the final draft presented by Inoue at the previous conference.

On the other hand, the “strong tactics” that characterized Okuma’s negotiations consisted primarily of two strategies— first, separated negotiations depending on conditional interpretations of most-favored-nation clauses, and, second, renunciation of the existing treaties. The first strategy owed much to those who had been associated with the Foreign Ministry since the time of Inoue, and particularly to Hatoyama Kazuo and Henry Denison, but the second derived from the policy proposal of the American journalist E.H. House, a private aide to Okuma, who had promoted Okuma’s inclusion in the cabinet.

The public relations campaign of propaganda begun at the opening of the negotiations was a joint creation of Inoue and Okuma. They took simultaneously a conciliatory line toward the British diplomatic representatives in Japan and threatening posture hinting at a decisive renunciation of the treaties.

In other words, the negotiations of Okuma were a result of cooperation between Inoue, who had more experience in planning treaties and rich connection among the diplomatic corps, and Okuma, who maintained his own “brain trust” and had the backing of portion of the non-governmental sector.

The Actual Condition of the *Tenma* System and the National Road System in Ancient Japan: A Reconsideration of the Conception of *Denro*

By

KADOI Naoya

In ancient Japan, there were two traffic systems, the *eki* 駅 system and *tenma* 伝馬 system. In the *tenma* system, five horses called *tenma*, were stationed in each county 郡, and were provided to messengers called *denshi* 伝使. Recently, it has come to be supposed that there existed roads for the *tenma* horses and